

## 指定管理者議案説明資料

所管 保健福祉局障がい保健福祉部障がい福祉課

|            |                           |
|------------|---------------------------|
| 施設の名称(所在地) | 札幌市みかほ整肢園（東区北 17 条東 5 丁目） |
| 選定方法       | 公募                        |

### 1 施設の概要

|              |  |
|--------------|--|
| (1) 設置条例     | 札幌市児童福祉施設条例  |
| (2) 設置目的     | 障がい児を日々保護者の下から通わせて、日常生活における基本的動作の指導、独立自活に必要な知識技能の付与又は集団生活への適応のための訓練及び治療を提供すること。                                  |
| (3) 施設の事業内容  | ア 施設の維持及び管理<br>イ 医療型児童発達支援、保育所等訪問支援、障害児相談支援、計画相談支援及び基本相談支援の実施に関すること。<br>ウ 利用承認に関すること。<br>エ 上記アからウまでに掲げる業務に付随する業務 |
| (4) 現在の指定管理者 | —  |
| (5) 指定管理費    | —  |

### 2 指定管理者として指定する団体の概要

|                    |   |
|--------------------|---|
| 名 称                | 社会福祉法人麦の子会  |
| 所 在 地              | 札幌市東区北 36 条東 9 丁目 1 番 1 号   |
| 代表者名               | 理事長 田村 元  |
| 設立年月日              | 平成 8 年 1 月 19 日   |
| 設立目的               | 多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援すること。                           |
| 基本 金               | 128,625,100 円（平成 30 年 3 月 31 日現在）   |
| 職 員 数              | 484 人（平成 30 年 7 月 31 日時点）<br>※ 内訳 正規職員：199 人、非正規職員：285 人  |
| 事業概要<br>(平成 29 年度) | (1) 第 2 種社会福祉事業<br>児童発達支援事業、放課後等デイサービス事業、保育所等訪問支援事業、障害児相談支援事業、重度訪問介護事業、行動援護事業、短期入所事業、生活介護事業、就労移行支援事業、共同生活援助事業、移動支援事業、一般相談支援事業、特定相談支援事業、 |

|                  |  |
|------------------|--|
|                  | 小規模住居型児童養育事業及び居宅介護支援事業<br>(2) 公益事業<br>診療所（むぎのこ発達クリニック）、日中一時支援事業、札幌市障がい児等療育支援事業、札幌市障がい者相談支援事業、当別町こども発達支援センターに係る専門職員指導業務及び発達支援専門員派遣業務、認可外保育施設並びに企業主導型保育園 |
| 決算<br>(平成 29 年度) | 収入 1,715,727,326 円<br>支出 1,700,795,658 円   |

### 3 指定期間

平成 32 年（2020 年）4 月 1 日から平成 37 年（2025 年）3 月 31 日まで

※ 平成 31 年（2019 年）4 月 1 日から平成 32 年（2020 年）3 月 31 日までは業務引継ぎ期間

### 4 選定結果

別紙のとおり

### 5 事業計画

| 項目        | 事業内容   |
|-----------|--|
| 医療型児童発達支援 | <p>社会福祉法人麦の子会が運営する他施設と連携しながら、集団及び個別で療育を行い、また、日常生活における基本的な動作の指導、理学療法などの訓練を行い、基本的な生活習慣や社会性を育てる。</p> <p>【新たに実施するもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・年齢や障がいの状況に応じた単独通園（子どものみの通園）</li> <li>・小型車による自宅送迎</li> </ul> |
| 保育所等訪問支援  | <p>子どもが通所する保育園、幼稚園、学校等を支援スタッフが訪問し、子ども本人（直接支援）及びその機関（間接支援）に対して支援を行い、保育や教育の効果を最大限に引き出す。</p>  |
| 障害児相談支援等  | <p>発達に心配のある子どもとその家族の子育て、生活等に関する相談に応じ、関係機関と連携を図りながら、安心して生活できる体制を構築する。</p>   |
| 自主事業      | <p>【放課後等デイサービス事業】</p> <p>学齢期児童が学校の授業終了後や学校休業日に通える場所を提供し、療育機能・居場所機能を備えた福祉サービスを行う。</p> <p>【日中一時支援事業】</p>   |

|  |   |
|--|---|
|  | 日中において、通所する子どもの介護者が病気等の理由により家庭において介護ができない場合に、事業所において、一時的な見守り・活動の場を提供し、その他必要な日常生活の支援を行う。 |
|--|---|

## 6 収支計画

(単位：千円)

| 項 目                      | 金額（消費税及び地方消費税を含む。） |               |               |               |               |                |
|--------------------------|--------------------|---------------|---------------|---------------|---------------|----------------|
|                          | 平成 32 年度           | 平成 33 年度      | 平成 34 年度      | 平成 35 年度      | 平成 36 年度      | 合計             |
| 施設総収入                    | 143,083            | 144,398       | 145,917       | 147,917       | 149,917       | 731,232        |
| 指定管理業務<br>に係る収入          | 120,451            | 121,766       | 123,208       | 124,708       | 126,208       | 616,341        |
| 指定管理費                    | 68,283             | 69,598        | 71,040        | 72,540        | 74,040        | 355,501        |
| 利用料金                     | 52,168             | 52,168        | 52,168        | 52,168        | 52,168        | 260,840        |
| その他の収入                   | 0                  | 0             | 0             | 0             | 0             | 0              |
| 自主事業等収入<br>(うち指定管理業務充当分) | 22,632<br>(0)      | 22,632<br>(0) | 22,709<br>(0) | 23,209<br>(0) | 23,709<br>(0) | 114,891<br>(0) |
| 施設総支出                    | 141,960            | 143,775       | 145,717       | 147,717       | 149,717       | 728,886        |
| 指定管理業務<br>に係る支出          | 120,451            | 121,766       | 123,208       | 124,708       | 126,208       | 616,341        |
| 自主事業等支出                  | 21,509             | 22,009        | 22,509        | 23,009        | 23,509        | 112,545        |
| 収支の差額                    | 1,123              | 623           | 200           | 200           | 200           | 2,346          |

※ 指定管理費の合計 355,501 千円が債務負担行為の設定額となる。